

平成30年度 第1回平川市特別職報酬等審議会 会議概要

○開催日時：平成30年9月26日（水） 14：00～15：30

○開催場所：平川市役所 本庁舎3階 応接室

○出席委員：岩淵河治郎委員、芳賀克之委員、中居孝之委員、高田祐二委員、
小山内柳一委員、田中尚子委員、下山幸子委員、成田芥子委員
（計8名）

○欠席委員：なし

○事務局：総務部長 齋藤久世志、総務課長 對馬謙二、
総務課長補佐 宮川厚、総務課人事係長 古川昭仁 （計4名）

○会議次第

1. 委嘱状交付

2. 開会

3. 市長あいさつ

4. 委員紹介

5. 会長の互選及び職務代理者の指定

- ・会長の互選 → 岩淵河治郎委員を選出
- ・職務代理者の指定 → 小山内柳一委員を指定

6. 諮問書交付

7. 審議

- 1) 市長、副市長、教育長の給料の額並びに議員報酬の額について
- 2) その他

〔 平川市情報公開条例の規定に基づき、会議の場は非公開 〕
〔 会議の概要については、委員名を伏せた形で公開 〕

8. 閉会

○審議会議事要旨

会 長

それでは、次第に従いまして本日の議事を進めていく。

本日の審議案件は1番目に市長、副市長、教育長の給料の額並びに議員報酬の額について、そして2番目はその他となっている。

具体的に審議に入る前に事務局から資料の説明をお願いします。

事務局

(事務局から資料について説明)

- ◇平川市特別職報酬等審議会について
- ◇審議事項とスケジュールについて
- ◇特別職と一般職について
- ◇これまでの審議会開催について
- ◇特別職報酬等審議会に諮問を行う際の必要事項等
- ◇青森県内10市との比較について
- ◇人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体との比較について
- ◇一般職の職員の給与改定の状況
- ◇近年における消費者物価上昇率
- ◇議員報酬の住民1人当たりの額と、他の地方公共団体との比較
- ◇平成29年度の議会議員の活動状況（審議日数）について
- ◇議会費の過去5年間の一般財源に対する構成割合

会 長

ただいま、事務局から資料の説明があったが、審議する前に、委員の皆様からこの資料について何か質問などがあればお聞きしたい。

事務局

資料の補足となります。

平成18年度の審議会の内容ですが、当時の市長の給料額は79万8千円とあり、審議会の答申額では据え置きとしておりましたが、現在の市長の給料額は75万8千円と5%程度減額しています。原則の給料額を減額して条例改正し、条例の本則に定める額を減額しております。

本来、例えば黒石市は独自で市長の給料カットをしていますが、この原則の額を変えずに、ある一定の期間に何%か減額しますといったやり方をとっています。

委 員

今の補足説明だと、黒石市の市長の給料は、条例で定める85万円よりも少ないということになるのか。

事務局

実際には60万円程度が支給されているものと思っておりました。条例の附則に定め、ある一定の期間の中で減額しております。

平川市長もこの減額を行っており、昨年4月から8月までの間に10%減額しています。市長が自主的に減額したもので、期間を決めて減額し、時がくれば元に戻るといったような減額をしています。

委員

市長自ら減額するという話を聞けば、増額しにくくならないか。

その時の流れで、事故やら不祥事などがあって、減額しなければならないのであれば、逆に考えれば、もう少し金額を上げて、幅を持たせた方がいいのではという気もしないでもない。減額ばかりでは微妙な感じはする。

委員

ここに来る前に県会議員の報酬を調べてきたが、青森県議会委員で78万円、議長になると91万、副議長で81万となっていて、今の市長は県議会議長をやっていた方なので、平川市長になったら金額が減った上に、仕事の量が増えているという状況がなんとなく傍から見えている。

今の75万8千円という金額が妥当なのかどうなのかは、当然平川市の財政の問題にもよると思うが、県会議員の働き振り、市長の働き振りを考えると金額は上げたいかなという思いはある。

委員

議員はいったん別としてでも、市長・副市長・教育長については上げるべきだとは思ふ。

会長

資料に対する質問だったが、意見がいろいろ出てきているので、審議に入って、今のような形で意見を述べてもらえればと思う。

増額するか、減額するか、据え置くかということで、まずは諮問書の1番目の事項である市長、副市長、教育長の給料の額について皆様の意見を伺いたい。

委員

上げるべきだと思う。

委員

賛成。

委員

賛成。

委 員

朝早くから晩遅くまで、休みもほとんどなく一生懸命働いてもらっているということを考えると、決して高い給料のように感じないし、もう少し上げるべきだという感じは受けている。具体的にいくら上げるかとかまで今決めるものなのか。

事務局

上げるか下げるか据え置くかという部分を考えていただければと思っておりました。具体的な金額の話については、方向性が決まってからと考えておりました。

会 長

話の流れでは、増額という方向になっているが、これでよろしいか。

委員一同

異議なし。

会 長

それでは、三役については増額で検討するという事で決定したいと思う。

続いて、議員の報酬について、皆様の意見を伺いたい。

来年の改選で、20人から4人減るという部分もあるので、それも踏まえて何かあるか。

委 員

今、議員になる人が全国的にも少なくなっているという報道もあるので、それを考えれば少し増額したほうが魅力的ではあると思う。議員として頑張ってもらいたい気持ちもある。

委 員

三役と違って、年間で何日働いているのかという部分があり、一般市民の目線から見たとき、勤務している日数で勘案すれば、それほど上げる必要はないのではという感じを受けている。

会 長

全国的には月額報酬というのが普通かと思うが、日当で決めているという例はあるものか。

事務局

把握している段階では、日額報酬があるという記憶はなかったですが、次回までに調べてみたいと思います。

委員

議員の活動状況を表にしてみれば、働いている日数は多くはないと思うが、いろいろな人から相談を受けたり、動かなければならない状況があったりと、目に見えない部分で働いている状況もあるかと思うので、その部分も考えなければならぬかと思う。

委員

上げたらダメという話ではなく、一生懸命働いている議員がたくさんいれば、もっと金額はかけるべきだとは思いますが、現状を見た時にどうなのか、という感じもしないわけではない。

ただ、次回の改選で4人減るので、議員活動がより活発になると期待して報酬額を上げるのであれば、なんら問題はないと感じている。

委員

ある議員からは、議員報酬はずいぶん安いという話も聞いている。資料を見て他と比べると、確かに言っているとおりだとは感じる。

事務局

事務局から補足しますと、平成18年度の付帯意見として、議長、副議長、議会議員の答申額は、平成19年8月1日から適用とあります。

実際にこの日から改定されたのですが、平成19年8月1日から改選によって議員数が24人になり、この金額になっています。

そこから4年経った平成23年8月1日の改選では、20人になっていますが、その時の報酬は改定されていません。

ただ、議論する際には、平成19年8月からは24人になり、その4年後には20人になるのはわかっている、審議会は開かれてはいます。

委員

金額は別にしてでも、増額するということがよいのではないか。

会長

この審議会では、増額ということで異議はないか。

委員一同

異議なし。

会長

それでは、議員についても増額で検討するということが決定したいと思う。

続いて、両方とも増額という形になったので、改定時期について、いつからにしたらよいかということで皆様から意見を伺いたい。

委員

議員は来年の改選後からでよいと思うが、三役に関しては早く増額してもいいと思う。

委員

議員については定数が減った時点で改定するのがよいと思う。

委員

議員は次の選挙がはっきりしているので、区切りとしては改選後がよいと思う。

会長

議員は、来年の選挙で定数が減になるので、それ以降に改定という考え方の方がはっきりしてわかりやすいかと思うが、三役についてはどうか。

委員

合併して平川市が誕生したのが1月1日なので、1月でもよいと思うところもあるが、年度が変わるタイミングで改定するのも問題ないと思う。

委員

議会に提案する時に、三役だけ4月に上げて、議員を後にするということにも、なんとなく引っかかりを感じるので、議員は改選後が望ましいが、全部4月に改定することでよい気もする。

委員

実際に民間とかでも、改定とかは3月、4月になると思うので、市民目線で考えても、三役は4月からというのは妥当ではあると思う。

委員

議員については、新体制になってからが望ましいと思う。

会長

市長、副市長、教育長については来年の4月からで、議員については、特に市長らと合わせなくても、来年の選挙後の8月からということで話は通ると思う。

話をまとめると、この意見が多いと思うが、これで決定してよいか。

委員一同

異議なし。

会長

それでは、改定の時期は、三役が4月1日から、議員は8月1日からということで、決定する。

○第1回特別職報酬審議会での決定事項

- ・市長、副市長、教育長の給料額
→ 増額することで検討

- ・議員の報酬額
→ 増額することで検討

- ・市長、副市長、教育長の給料額を増額する改定時期
→ 平成31年4月1日から

- ・議員の報酬額を増額する改定時期
→ 平成31年8月1日から